

鈴鹿市公告第 1 0 2 号

鈴鹿市では、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（P F I 法）第 6 条の規定により、「鈴鹿市不燃物リサイクルセンター 2 期事業」を特定事業として選定したので、同法第 8 条の規定により、特定事業選定の客観的な結果について公告する。

平成 1 9 年 4 月 1 2 日

鈴鹿市長 川岸 光男

鈴鹿市不燃物リサイクルセンター2期事業

特定事業の選定について

平成19年4月12日

鈴鹿市（以下「市」という。）は、鈴鹿市不燃物リサイクルセンター２期事業（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成１１年法律第１１７号。以下「ＰＦＩ法」という。）に基づき実施することとし、同法第５条の規定により実施方針を策定し、平成１９年２月１５日に公表したところである。

このたび、本事業を特定事業として選定したので、ＰＦＩ法第８条の規定により、特定事業の選定にあたっての評価の結果を公表する。

１ 事業概要等

本事業は、市内で発生する不燃・粗大ごみ及びプラスチックごみの適正な処理を行うため、不燃・粗大ごみ処理施設、容器包装プラスチック処理施設及び最終処分場（３施設を総称して、以下「施設」という。）を新設し、維持管理・運営するとともに、既存施設の一部を維持管理・運営することを目的とする。

（１）建設予定地

三重県鈴鹿市国分町地内

（２）用地面積

リサイクルセンター※１ 約 2.4 ヘクタール

最終処分場 約 2.2 ヘクタール

（３）施設の概要

１）不燃・粗大ごみ処理施設

①施設規模

（ア）不燃粗大ごみ処理系統 44 t／日以上，稼働日 235 日以上

（イ）ペットボトル処理系統 2 t／日以上，稼働日 235 日以上

（ウ）有害ごみ処理系統 2 t／日以上，稼働日 235 日以上

各系統は１日あたり５時間での稼働とし，設備立ち上げ立ち下げの時間を除く。

※１ リサイクルセンター：不燃・粗大ごみ処理施設，容器包装プラスチック処理施設の総称

②対象廃棄物

系 統	ごみ種別	状 態・主な対象物
①不燃・粗大ごみ処理系統	不燃ごみ	容器包装プラスチック以外のプラスチック 金属製品（なべ・フライパンなど） くつ，かさ，電球など
	不燃性粗大ごみ	大型電化製品（テレビ，エアコン，洗濯機，冷蔵庫・冷凍庫の家電４品目とパソコンを除く） ガスレンジ，自転車，原付バイク（50ccまで），バッテリー，マットレスなど
②ペットボトル処理系統		ペットボトル
③有害ごみ処理系統		乾電池，蛍光灯，鏡，水銀体温計

2）容器包装プラスチック処理施設

①施設規模

22 t／日以上，稼働日 202 日以上

②対象廃棄物

ビニール袋，ラップ，トレイ，卵などのパック，各種容器等の容器包装プラスチック

3）最終処分場

①埋立容量

廃棄物埋立容量：約 90,000 m³（維持管理・運営期間中の廃棄物容量）

②対象廃棄物

鈴鹿市から発生する以下の一般廃棄物

- ・破砕不燃物
- ・選別プラスチック減容固化物
- ・直接搬入土砂がれき

4）既設最終処分場

①埋立容量

（ア）廃棄物埋立容量：約 335,900 m³

（イ）浸出水処理施設規模：450 m³／日（日平均）

（ウ）浸出水調整池容量：2,300 m³

②対象廃棄物

鈴鹿市から発生する以下の一般廃棄物

- ・破砕不燃物
- ・プラスチック固化物

- ・直接搬入土砂がれき

(4) 事業方式等

1) 事業方式

本事業は、選定事業者（以下「事業者」という。）が市と事業契約を締結し、市内に新たに施設を設計・建設した後、市に所有権を移転し、事業者は、事業期間中、施設の維持管理・運営を行うＢＴＯ方式により実施する。

2) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

①不燃・粗大ごみ処理施設

- ・設計・建設期間：平成２０年４月から平成２３年３月まで３年間
- ・維持管理・運営期間：平成２３年４月から平成４１年３月まで１８年間

②容器包装プラスチック処理施設

- ・設計・建設期間：平成２０年４月から平成２２年３月まで２年間
- ・維持管理・運営期間：平成２２年４月から平成４１年３月まで１９年間

③最終処分場

- ・設計・建設期間：平成２３年４月から平成２６年３月まで３年間
- ・維持管理・運営期間：
 - 既設分：平成２３年４月から平成２６年３月までの３年間
 - 新設分：平成２６年４月から平成４１年３月までの１５年間
- ・埋立終了後管理期間：平成４１年４月から平成４３年３月まで２年間

事業者は、事業期間終了と同時に速やかに退去するものとする。なお、事業期間終了後の措置については、平成３８年４月を目処に協議を開始するものとする。このとき、事業期間終了後も引き続き本施設の健全性が保たれ、環境要件を満たすことなど各種の条件について、市と事業者が合意に至った場合は、維持管理及び運營業務に関する契約を事業者と新たに締結することができるものとする。

3) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

- ①市は、事業者が実施する施設の設計、建設工事にかかる対価を、建設一時支払金及び割賦料として事業期間中にわたって事業者を支払う。
- ②市は、事業者が実施する施設の維持管理・運営にかかる対価を、委託料として運営期間にわたって事業者を支払う。委託料は、物価変動に基づき、年に１回見直す。また、委託料は、固定料金と変動料金（廃棄物搬入量に応じて変動）で構成

されるものとする。

③市は、環境省による交付金を受ける予定である。

2 市が直接事業を実施する場合とP F Iで実施する場合の評価

(1) 評価方法

本事業をP F I法に基づく事業（以下「P F I事業」という。）として実施することにより，公共サービスの水準の向上を期待できること，及び事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とした。具体的には，次により評価を行った。

- ①P F I事業として実施することの定性的評価
- ②市の財政負担見込額による定量的評価
- ③事業者に移転するリスクの評価
- ④上記による総合的評価

市の財政負担見込額の算定に当たっては，事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い，将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ，これを現在価値に換算することにより評価を行った。

(2) P F I事業として実施することの定性的評価

公共サービスの水準については，事業者が有する専門性やノウハウを活かした良質なサービスを，安定的かつ継続的に提供することが期待できる。具体的には，自然環境への負荷軽減，直接搬入ごみの受入れ時間拡大などを想定している。

(3) 市の財政負担見込額による定量的評価

1) 市の財政負担額算定の前提条件

本事業を市が直接実施する場合及びP F I事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり，設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお，これらの前提条件は，市が独自に設定したものであり，実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

市の財政負担額算定的前提条件

	市が直接実施する場合	P F I 事業として実施する場合
財政負担額の主な内訳	①建設費 ②点検補修・法定点検費 ③用役費 ③重機購入費 ④最終覆土工事費 ⑤人件費 ⑥起債金利	①建設一時支払金 ②割賦料 ③委託料 ④アドバイザー費 ⑤モニタリング費 ⑥事業者収益
共通の条件	①事業期間 ア 不燃・粗大ごみ処理施設 21 年（設計・建設期間 3 年，維持管理・運営期間 18 年） イ 容器包装プラスチック処理施設 21 年 （設計・建設期間 2 年，維持管理・運営期間 19 年） ウ 最終処分場 既設分 3 年（維持管理・運営期間 3 年） 新設分 20 年（設計・建設期間 3 年，維持管理・運営期間 15 年，管理期間 2 年） ②事業内容 要求水準書において想定する事業者の業務範囲 ③割引率 4 %／年	
資金調達に関する事項	①交付金 ②一般財源 ③起債 ・償還年数 15 年 ・固定金利 ・利率は，起債発行利回りの直近実績より設定	①建設一時支払金 ②資本金 ③借入金 ・償還年数 15 年 ・固定金利 ・利率は，市中銀行からのプロジェクトファイナンスを想定し設定
施設整備に関する事項	市の基本計画を参考に設定	市が直接実施する場合に比べ，一定割合の縮減が実現するものとして設定
維持管理に関する事項	既存施設の実績又は類似事例を踏まえて設定	市が直接実施する場合に比べ，一定割合の縮減が実現するものとして設定

2) 市の財政負担額の比較

前掲の前提条件に基づく財政負担を比較すると、以下のとおりとなる。ここでは、市が直接実施する場合の財政負担額を100とし、指標により比較を行う。

	財政負担の比較
市が直接実施する場合	100
PFI事業として実施する場合	88

(4) 事業者に移転するリスクの評価

PFI事業として実施する場合は、市が直接実施する場合に市が負担するリスクの一部を事業者に移転して実施する。このため、移転するリスクを定量化した上で財政負担の見込額に加算することが望ましいが、現実的にはデータの制約から十分な根拠に基づく定量化は困難であった。

ただし、PFI事業として実施する場合に事業者が負担するリスクは、事業者が、市よりも効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象としており、事業者が有するリスクコントロール及びリスクヘッジのノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制が期待できる。

(5) 総合的評価

本事業は、PFI事業として実施することにより、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額について、約12%の縮減を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上、効果的かつ効率的なリスク負担も期待することができる。

したがって、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法第6条に基づく特定事業として選定する。

鈴鹿市環境部開発整備課

〒513-8701

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

電話 059-382-9015

ファクス 059-382-2214

E-mail kaihatsusebi@city.suzuka.lg.jp